

**デジタル時代の著作権協議会（CCD）**  
**平成 29 年度第 4 回著作物の保護と利活用に関する研究会**

**議事要旨**

日時：平成 30 年 2 月 22 日（木）14:00～16:00

場所：RYUKA 知財ホール

議題 1：講 演：「SNS 上の著作権侵害」

講 師：浅川有三 氏（浅川倉方法律事務所 代表弁護士）

ゲスト：小西雅人 氏（浅川倉方法律事務所 行政書士・事務局長）

梅澤遥 氏（浅川倉方法律事務所 弁護士）

議題 2：その他

議長：著作物の保護と利活用に関する研究会副主査・堀切保郎 氏

議題 1：講演：「SNS 上の著作権侵害」

浅川倉方法律事務所の代表弁護士である浅川有三氏による講演が行われた。

まず、浅川氏から SNS 上の著作権侵害の特色について、「侵害が容易かつ、拡散性が高い」「権利回復のためには特定が必要」の二点が挙げられた。

次に、発信者情報開示の準備について以下の話があった。

①開示を求める相手方について：

管理者が分かれば直接管理者に連絡を取るが、管理者が分からない個人のブログ等は、情報のデータが保存されているホスティングプロバイダに連絡を取る。

②開示を求める内容について：

自らが運営するブログ等のように侵害者と運営者が同一の場合は、ホスティングプロバイダが運営者の情報を持っていることが多いため、一度の手続きで侵害者にたどり着けることができるが、匿名掲示板等のように侵害者と運営者が別の場合は、ホスティングプロバイダも侵害者が誰かはわからないため、IP アドレスの開示を求める。

続いて、発信者情報の開示方法について、①IP アドレスの開示を受ける ②IP アドレスに紐付けられた情報の開示を求める という 2 段階の開示手続きが必要であるが、①については任意で受けられることはまずなく、仮処分手続きが必要であること、②については IP アドレスと異なり、発信者の氏名・住所は個人情報に当たるため、発信者が同意していない限り訴訟手続きが必要との説明があった。

問題点については、「プロバイダにもよるがログの保存期間が通常 3～6 ヶ月程度と短く、速やかに発信者情報の開示請求を行わないと発信者を特定できないため、プロバイダ責任制限法の趣旨からしても、長い期間ログを保存する法律が必要ではないか。」との意見等があるとのことであった。

続いて、具体的な開示の方法として代表的なサイト管理者が挙げられ、対応方法がサイト管理者により異なるとの説明があった。

その他、インターネットにおける著作権侵害の態様として「無断使用」と「無断リンク」の違いについての説明および浅川氏が請け負った侵害事案の紹介があった。

議題 2：その他

特になし。

以上